

●富士市市民活動支援補助金選定基準及び評価について

1. 「富士市市民活動支援補助金選定基準」

補助金交付対象事業は、6つの視点で選定を行うものとする。

①公益性・公共性

～「事業の目的や内容が明確であり、広く市民に効果が及ぶことが予見され、補助することが望ましい」という視点

②有効性・必要性

～「社会情勢等を鑑みると必要性が高く、市民のニーズに即しており、市の施策や事業に沿っている」という視点

③創造性・独創性

～「団体独自の事業であって事業内容に工夫があり、多くの市民に共感を得られる」という視点

④将来性・発展性

～「市の活性化への貢献が期待でき、事業の発展が望め、今後の資金調達方法についても考えており、継続性がある」という視点

⑤実現性

～「団体が確実に事業を実施できる能力を有しており、具体的な成果が期待できる」という視点

⑥妥当性

～「会計処理を適切に行っており、現在行っている事業を補助金で肩代わりするものでない」という視点

2. 評価点（ランク分け）

評価点は、上記の選定項目による評価結果を定量的に示すために用いられるもので、各項目5点満点で合計30点とする。

また、合計点は次の4つのランクに分けて補助金交付の適否を示す。

i) Aランク（24点以上）

～交付が妥当であるもの

ii) Bランク（18点以上）

～交付が妥当と認められるが、何らかの条件づけが必要なもの

iii) Cランク（12点以上）

～交付に若干の問題があり、再度慎重に検討すべきもの

v) Dランク（12点未満）

～交付に多くの問題があり、交付すべきでないもの

3. 補助金の交付区分

審査の評価に関わらず、補助金の交付区分について区分けする。市民活動支援補助金以外の補助金が望ましい旨が示された場合は、特記事項として報告書にまとめる。

1) 市民活動支援補助金

～事業内容が市民活動支援補助金として交付が妥当であるとする。

2) 政策的補助金

～事業内容が政策的補助金として交付が妥当であるとする。

3) その他

～委託事業や富士市市民協働スタートアップ補助金など、その他の交付形態が望ましいとする。